

(3) 世帯の上限額と要介護度等ごとの負担上限・高額介護サービス費(例)

| 要介護者等の構成 | 高額費前の負担額 | 世帯の上限額 | 要介護者等ごとの負担上限 | 要介護者等ごとの最終的な高額介護サービス費 |
|---|--------------------|---------|--|---|
| ・要介護者A (第2段階) ・要介護者B (第3段階) | 30,000円 10,000円 | 24,600円 | $24,600 \times 30,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 18,450 > 15,000 \rightarrow 15,000$ 円★ $24,600 \times 10,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 6,150$ 円 | 30,000-15,000 =15,000円 10,000-6,150 =3,850円 (計 18,850円) |
| ・要介護者A (第2段階) ・要介護者B (第3段階) | 10,000円 30,000円 | 24,600円 | $24,600 \times 10,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 6,150 < 15,000 \rightarrow 6,150$ 円 $24,600 \times 30,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 18,450$ 円 | 10,000-6,150 =3,850円 30,000-18,450 =11,550円 (計 15,400円) |
| ・要介護者A (第2段階) ・要介護者B (老齢福祉年金受給者) | 10,000円 30,000円 | 15,000円 | $15,000 \times 10,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 3,750 < 15,000 \rightarrow 3,750$ 円 $15,000 \times 30,000 / (30,000 + 10,000)$ $= 11,250$ 円 | 10,000-3,750 =6,250円 30,000-11,250 =18,750円 (計 25,000円) |

2. 高額介護サービス費の申請の負担軽減

(1) 問題の所在

現在、高額介護サービス費の申請は毎月行うこととされているが、毎月の申請に伴う申請者の負担や市町村の事務負担を軽減する観点から、高額介護サービス費の申請の負担軽減について、老人医療の高額医療費申請と同様の負担軽減を図ることとする。

(2) 対応

現在、介護保険法施行規則第83条の4第1項第2号及び第4号において、高額介護サービス費の支給の申請月ごとに、居宅サービス等の支払額や同一世帯で居宅サービス等を受けた者の氏名等について記載を求めているため、高額介護サービス費について初回のみの申請で足りる取扱いはできないことから、これらの規定を削除する等の改正を行う予定である。(施行時期は平成17年10月1日)

市町村におかれでは、申請書の記載内容の工夫などにより実質的な申請は初回で足りるようとするなど、適切に対応されたい。

なお、申請の負担軽減後の高額介護サービス費の受け取りについては、初回申請時に高齢者が指定した口座に振り込む等の取扱いにて対応されたい。

(3) 申請の負担軽減後の利用者負担段階の把握

申請の負担軽減後は、その都度ごとの利用者負担段階の申請がないことから、保険者において高額介護サービス費の受給者に係る世帯の状況や当該世帯の所得の状況等について継続的に把握し、利用者負担段階に変更がないかを把握しておく必要がある。

なお、市町村民税世帯非課税者に該当するか否かの判断は、これまでと同様、高額介護サービス費の支給の対象となるサービスの利用があった月ごとに、それぞれの月の初日において、当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の同日における課税状況により行う。

① 世帯構成の変更の事実の把握

高額介護サービス費受給対象者に係る転入・転出・居住地変更・死亡等の届出又は住民基本台帳情報による異動状況の確認など市町村の実情に応じた仕組みにより、隨時、世帯構成の変更の事実の把握に努めること。

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、高額介護サービス費の受給対象者及びその他の世帯員の所得や課税の状況等を把握した上で、利用者負担段階の変更の有無について判定すること。

② 所得状況の変更の事実の把握

介護保険料の算定に当たり、保険料段階確定の際に、被保険者本人及び世帯の所得、年金、市町村民税の課税・非課税状況を把握することとしている。

その際、高額介護サービス費受給対象者について、所得状況の変更の事実を把握した場合には、利用者負担段階の変更の有無について判定すること。

③ 利用者負担段階の変更がある場合の対応

判定の結果、利用者負担段階に変更がある場合、速やかに新たな利用者負担段階となるよう所要の手続きを行うこと。

1－5 社会福祉法人減免制度の見直しについて（案）

1 見直しを行う趣旨

- 社会福祉法人による利用者負担減免措置は、低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として実施してきたもの。
- 今般の施設給付の見直しにおいては、低所得者にとって過重な負担とならないよう配慮しているが、利用料負担第3段階の方のうち所得の低い方が、個室の介護保険施設に入居した場合には、なお負担が困難になる場合もあると考えられることから、利用者負担第三段階のうち所得の低い層の者についても減額の対象となるよう、制度の拡充を図る。
- 併せて、社会福祉法人の負担が大きく、減免が必ずしも十分に行われてこなかったことなどを踏まえ、幅広い者に減額を実施できるよう減額の割合等を見直すとともに、社会福祉法人は低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む公益的取組みを積極的に実施することが求められていること等を踏まえ、施設給付の見直しに伴い特別養護老人ホームについては、全ての社会福祉法人で減額制度が実施され、これを財政的に支援するため、全ての市町村で事業を実施できる体制を整えることとする。

2 見直しの内容

（1）対象者の要件

- 市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、特に生計が困難な者として市町村が認めた者とする（生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者を除く。）。
 - ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ※ 150万円という要件は、利用者負担第3段階の下層の者まで対象となるよう、ユニット型個室の利用者負担額や生活保護基準等を踏まえ、設定したもの。

②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

※ 収入要件の2年分程度となるよう、現行の市町村における資産基準等を踏まえ、設定したもの。

※ 預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債券等も含まれるものであること。

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

(2) 減額割合

○ 減額割合は1／4（利用者負担第1段階の者は1／2）を原則とする。（全額免除は行わない）

(3) 対象となる費用

○ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービス、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護並びにこれに伴う食費、居住費（滞在費）を減額の対象とする。（日常生活費は含まない。）

(4) 公費助成の内容

○ 助成の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を越えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1／2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を減免する社会福祉法人等については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

(5) 高額介護サービス費との適用の優先関係

○ 高額介護サービス費との適用順位については、費用負担関係の早期の確定、法人や保険者の事務負担の軽減を図る等の観点から、本事業

に基づく軽減措置の適用をまず行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う順位に統一する方針である。

(6) 対象者の確認手続きについて

市町村は、利用者の申請に基づき、減額の対象者の確認をすることとする。申請に当たっては以下の各要件に該当する事実を証する書類を添付しなければならないこととするが、市町村は、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることとする。

①収入要件

申請者及びその属する世帯全員の収入について申告を求めるとともに、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写その他収入を証する書類を確認して行う。

②預貯金等要件

申請者及びその属する世帯全員の預貯金について申告を求めるとともに、預金通帳の写しを確認する。また、有価証券や債券などの保有状況について、申請者の申告により確認する。

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

申請者及びその属する世帯全員について、自らの住まい等、日常生活に供する資産以外に住居や土地など、活用できる資産がないことを、申請者の申告により確認する。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

申請者の申告により、負担能力のある親族等に扶養されていないことを確認する。

(7) 公費助成事務について

- 本事業に係る公費助成の事務負担を軽減するため、国保連システムの活用等を検討する。
- これまで公費助成の計算を原則法人単位で行っていたが、事業所単位で行うこととする。

(9) 施行日

○平成17年10月1日

※「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措
置の実施について」（平成12年5月1日老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知）等関連通知については、追って改正する予定
である。

1－6 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

1 制度の趣旨

利用者負担第4段階は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象とならないが、高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護サービス費」の適用に当たり、利用者負担段階を変更する特例措置を講ずる。

2 対象者

次の要件のすべてを満たす者とする。

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない。※1）であること。
- ② 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」又は「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行っていること。（※2）
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費、居住費）を除いた額が80万円以下（※3）となること。
- ④ 世帯の預貯金等の額が、450万円（※3）以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑦ 介護保険料を滞納していないこと。

※1 高齢夫婦以外には、いずれも高齢者による親子世帯等が含まれる。

※2 施設入所に当たり世帯分離をする結果、利用者負担第3段階以下になる場合は、本措置は適用されない。

※3 施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算する。

※4 要件を満たす具体例

ユニット型個室のモデル負担額（特養・要介護度5）でみると、

$$13.4\text{万円}/\text{月} \times 12\text{月} + 80\text{万円} = \text{約} 240\text{万円程度以下}$$

※5 預貯金等とは預貯金のほか、有価証券、債券等も含まれるものであること。

3 特例減額措置の内容

上記2③の要件に該当しなくなるまで食費若しくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する取扱いとする。

4 事務手続き

市町村は、利用者の申請に基づき、利用者負担第3段階の適用の対象者の確認をすることとする。申請に当たっては介護保険負担限度額認定申請書等に、以下の各要件に該当する事実を証する書類を添付しなければならないこととするが、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができることとする。

①収入要件

申請者及びその属する世帯全員の収入について申告を求めるとともに、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類を確認して収入を認定する。

②預貯金等要件

申請者及びその属する世帯全員の預貯金について申告を求めるとともに、預金通帳の写しを確認する。また、有価証券や債券などの保有状況について、申請者の申告により確認する。

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

申請者及びその属する世帯全員について、日常生活に供する資産以外に、活用できる資産がないことを、申請者の申告等により確認する。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと

申請者の申告により、負担能力のある親族等に扶養されていないことを確認する。

1-7 平成17年10月施行関係の施行準備スケジュール

1 制度見直しの周知について

保険給付費が伸び続け、来年度に大幅な保険料の引き上げが見込まれる保険者もある中で、給付の適正化は喫緊の課題であり、制度の持続可能性の観点からも食費・居住費の見直しは早急に行うことが求められている。

このため、食費・居住費の見直しは本年10月から行うこととしているが、施行までの期間が長くはないことから、都道府県、市町村におかれても積極的に事業者や利用者等に対する見直しの周知に努めていただきたい。

厚生労働省としては、自治体からの照会や相談に対応すべく、各都道府県ごとの担当制を導入し、支援体制を整えており、今後自治体を通じて事業者や利用者に今回の制度見直しの趣旨や内容が十分理解されるよう、全面的に支援してまいりたい。

2 保険者事務にかかる施行準備スケジュール（案）

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------|---|----------------------|------------------------|------------------------|------------|
| △税情報確定 | | | | | |
| | △利用者負担各段階の対象者を把握 →食費・居住費の改正内容の周知 →補足的給付の内容の周知・勧奨 →高額介護サービス費の改正内容の周知・勧奨 →旧措置入所者の改正後の取扱いの周知 | | | | |
| | | △—————△特定入所者認定等の申請受付 | | | |
| | | | △「介護保険負担限度額認定証」等の発行・送付 | | |
| | | | | △高額介護サービス費 申請負担軽減実施 | |
| | | | | | △国保連ヘデータ送付 |
| | △システムのインターフェイス仕様案の提示 △システム改修開始 | | | | |

- ① 6月中旬頃：市町村税部局において税情報が確定される。
- ② 6月下旬：システムのインターフェイス仕様案の提示
- ③ 7月末頃：利用者負担第2段階に該当する対象者を把握し、利用者負担各段階の対象者を区分する。
同時に、各段階の者に対して必要に応じて
 - ・ 負担増となる者への食費・居住費の見直しについて

て改正内容の周知

- ・ 第1段階～第3段階に該当する者については特定入所者への補足的給付を行う制度について、施設利用者（ショートステイの利用者を含む。）に勧奨を行う
- ・ 高額介護サービス費の上限額が下がる者についてこれを周知する
- ・ 改正後の要介護旧措置入所者の取扱いについて周知

等の準備作業を行う。

- ④8月～：特定入所者認定及び特定要介護旧措置入所者認定の申請の受付を開始。
- ⑤9月中旬～：「介護保険負担限度額認定証」「介護保険特定負担限度額認定証」等の発行を行う。
- ⑥9月下旬～：申請者に対し、決定通知及び認定された者については認定証を交付する。
- ⑦10月～：高額介護サービス費の申請の負担軽減の施行。
- ⑧11月～：認定された者について、国保連インターフェースの「受給者異動連絡情票情報」に「介護保険負担限度額認定証」等の情報を反映させ、送付する。

1-8 介護保険料賦課の見直し及び保険料・利用料における税制改正への対応について

1. 保険料段階設定の見直しについて

(1) 現行第2段階の細分化

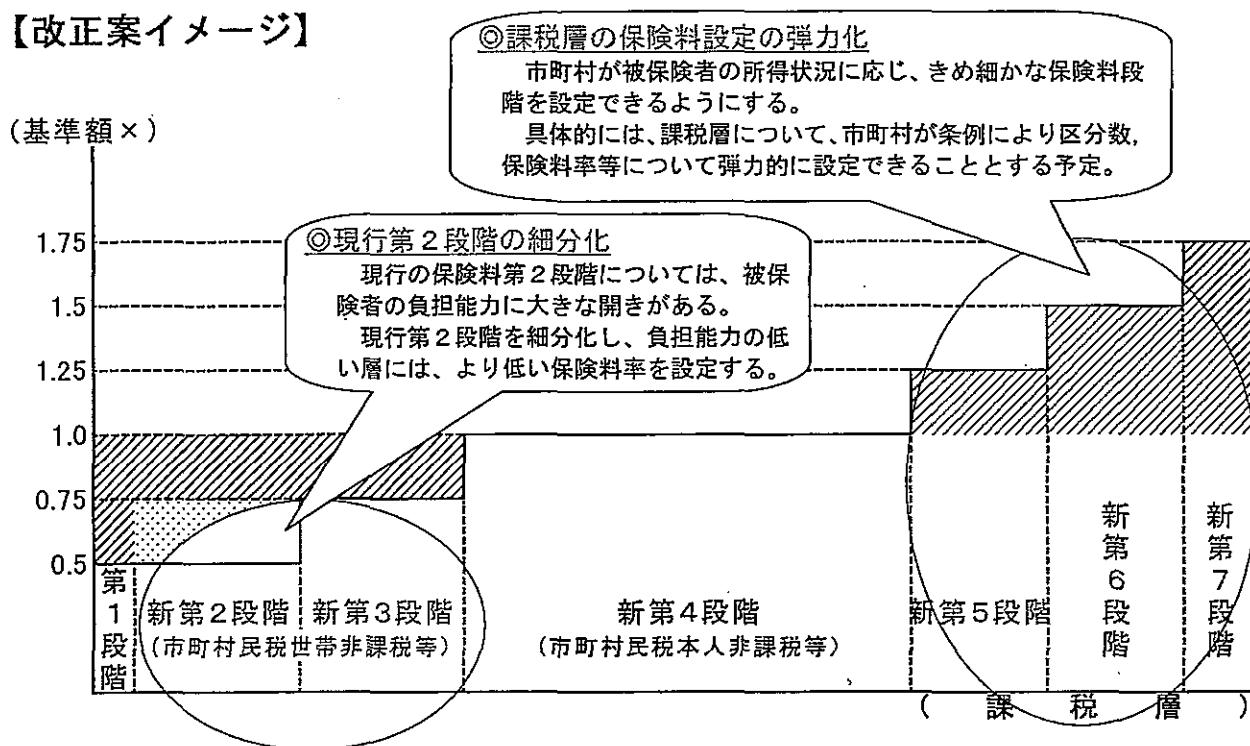
現行の第2段階に属する低所得者層については、その負担能力に配慮することとし、細分化を行うことを予定している。その細分化の基準については利用料負担段階と同様、「市町村民税世帯非課税」かつ「合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年を満たす者」である。

(2) 課税層の多段階化

現行の保険料段階については原則5段階とされており、市町村は特別な必要がある場合には、課税層の区分増を行い、全体で6段階とする可能としているところ。

今回の制度見直しにおいては、課税層の段階設定を見直すこととし、市町村による多段階化を認め、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料段階の設定が可能となるよう措置を行うことを予定している。

【改正案イメージ】



2. 税制改正の内容

(1) 税制改正の内容

①年金課税の見直し（平成16年度税制改正分）

公的年金等控除の最低保障額の引下げ等（140万円→120万円）

→ 税法上、経過措置なし

②高齢者の非課税限度額の廃止（平成17年度税制改正分）

65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の個人の住民税非課税措置の廃止

→ 税法上、経過措置あり

平成17年1月1日現在において65歳以上であった者は、平成18年度分については税額の3分の2を、平成19年度分については3分の1を減額する。

(2) 税制改正による非課税限度額の変化

上記の改正はいずれも住民税非課税から課税となる非課税限度額の変化を生じさせることとなるが、その限度額の変化は下記のとおり。

【非課税となる年金収入額の変化】 ※年金収入以外に所得はないものとする。

| (現 行) | [H16年度 税制改正味] | [H17年度 税制改正味] |
|-------|------------------|------------------|
|-------|------------------|------------------|

○夫婦の場合 … 266万円 ⇒ 245万円 ⇒ 212万円

○独身の場合

(i)寡婦・寡夫 … 266万円 ⇒ 245万円 ⇒ 245万円

(ii)その他 … 266万円 ⇒ 245万円 ⇒ 155万円

※ 障害者の場合、夫婦、独身を問わず245万円

(寡婦・寡夫について)

○寡婦とは … ①夫と死別もしくは離別した妻で、扶養親族を有する者

②夫と死別で、合計所得金額が500万円以下の者（扶養等は不要）

上記の①または②に該当する者

○寡夫とは … 妻と死別もしくは離別した夫で、同一生計の子（合計所得が所得税基礎控除以下）を有し、合計所得金額が500万円以下の者

3. 介護保険制度において税制改正の影響を受ける者

今回の税制改正により影響を受け保険料段階及び利用者負担段階が上昇する者は、住民税非課税から課税となる本人、及び税制改正の影響で住民税非課税から課税となる者が同じ世帯にいる住民税世帯非課税者である。

4. 平成17年度税制改正で影響を受ける者への対応について

(1) 対応の基本的な考え方

今回の税制改正については、前述のとおり、高齢者の非課税措置の廃止（平成17年度税制改正）について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案して、介護保険においても保険料及びそれと連動している利用料について、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講ずることを検討している。

(2) 介護保険における激変緩和措置の対象者

- ① 平成17年度税制改正により、市町村民税非課税者から課税者となり、保険料段階・利用者負担段階が上昇した者
⇒ 市町村民税で経過措置の対象とされた者を対象
- ② 世帯主又は世帯員が平成17年度税制改正により新たに課税者となったことにより、「市町村民税世帯非課税者」から「市町村民税本人非課税者」となり、保険料段階・利用者負担段階が上昇した者

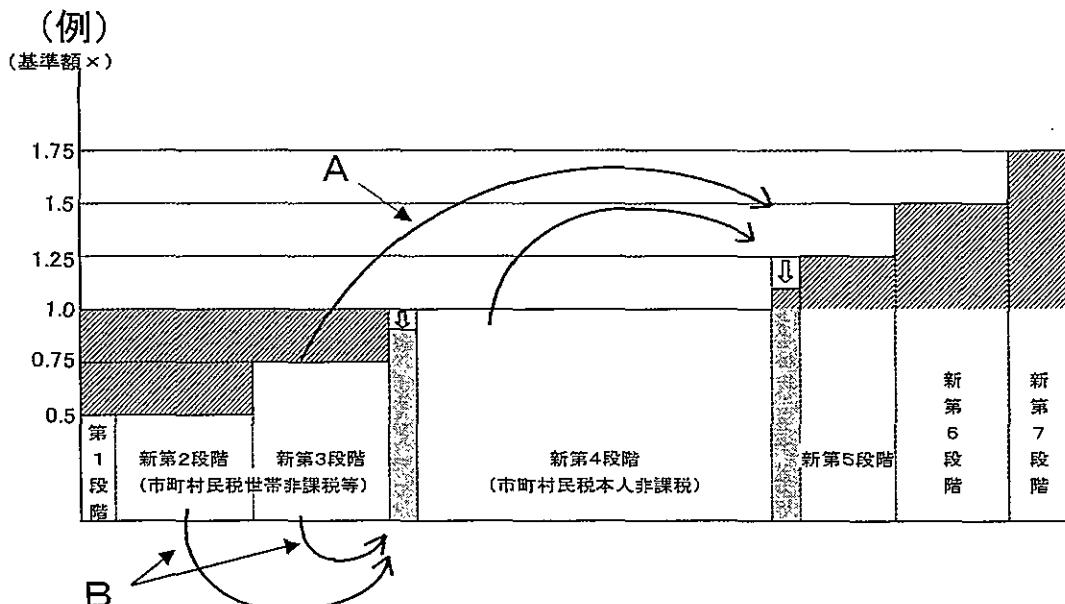
※介護保険における激変緩和措置対象者の把握について

前頁のとおり介護保険における激変緩和措置対象者のうち、①については税担当部局で把握されていることから、その情報を活用することとした。なお、当該情報について、市町村税部局から情報を入手できることは総務省自治税務局に確認済みである。

また②については、①の対象者の情報を踏まえ、介護担当部局において把握が必要となる。

(3) 具体的な対応の内容

① 保険料への対応



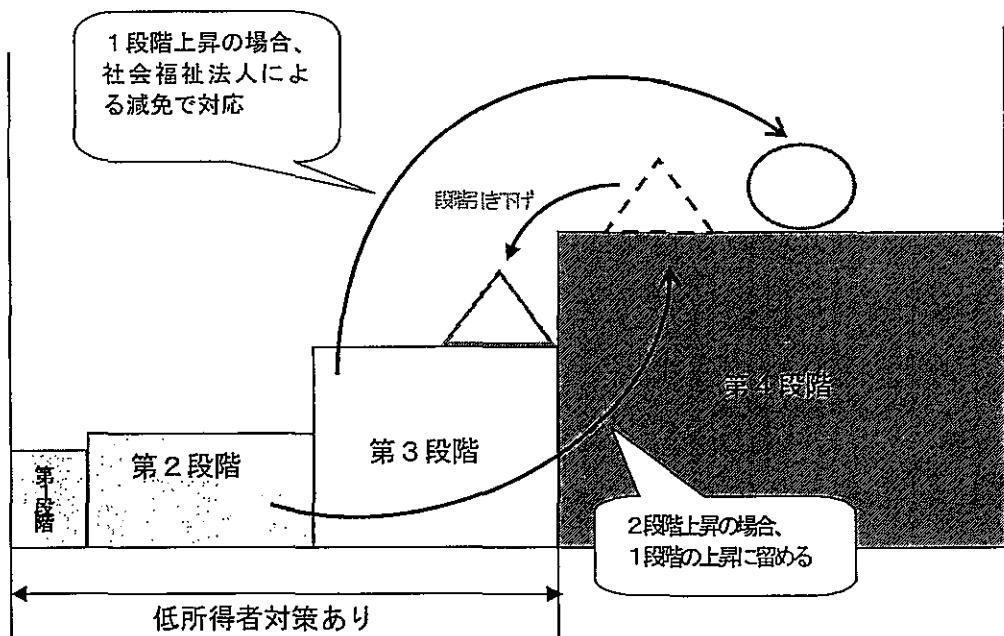
税制改正の影響により保険料段階が上昇する者については、本来、属する保険料段階の保険料額に段階的に移行できるよう、保険料負担率を段階的に引き上げることを検討している。

前頁の各矢印A及びBにより段階が上昇した者の激変緩和措置に係る保険料負担率の設定について、下記に例としてお示しする。

| (例) | (H17年度) | (H18年度) | (H19年度) | (H20年度) |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| A・保険料段階 | 新第3段階相当 | ⇒ 新第5段階 | ⇒ 新第5段階 | ⇒ 新第5段階 |
| ・保険料率 | 例えば0.75 | 例えば0.9 | 例えば1.1 | 例えば1.25 |

| B・保険料段階 | 新第2・3段階相当 | ⇒ 新第4段階 | ⇒ 新第4段階 | ⇒ 新第4段階 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
| ・保険料率 | 例えば0.75 | 例えば0.8 | 例えば0.9 | 例えば1.0 |

② 利用料への対応



税制改正の影響により利用者負担段階が2段階上昇する者については、高額介護サービス費、居住費・食費に係る補足給付について、段階の上昇を1段階に留めることを検討している。

また、段階の上昇が1段階の者については、社会福祉法人による減免により対応することを検討している。

5. 税制改正と保険料段階の課税層の多段階化について

保険料段階の課税層の設定において、よりきめ細かな保険料段階を設けることができるよう、多段階で弾力的な段階設定が可能となる措置を行うことについては先に述べたとおりである。

第1号被保険者の介護保険料については、先にその保険者で収納すべき総額がまず決まり、それを被保険者間でどのように負担するかの問題であるが、平成16年度税制改正における年金課税の見直しに伴う影響や平成17年度税制改正の影響への対応については、この点も十分考慮の上、条例により被保険者の納得が得られるよう、保険料を設定されるようにされたい。